株式会社アマダ
証券コード：6113

第88期
定時株主総会
招集ご通知

日時
2026年６月26日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前９時）

場所
神奈川県伊勢原市石田350番地
当社本店アマダフォーラム内 アマダホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額及び内容決定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第８号議案　取締役等（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません

議決権行使期限
2026年6月25日（木曜日）午後5時15分まで

ネットで招集
パソコン・スマートフォンからもご覧いただけます。
https://s.srdb.jp/6113/
インターネットによる議決権行使も可能です。

経営理念

お客さまとともに発展する。

私たちは、この理念を創業時から現在にいたるまで、すべての事業活動の原点として共有しています。お客さま視点に基づいた新たな価値の創造とその提供が、お客さま・アマダグループ相互の信頼関係をより強固にし、双方発展の源泉になると考えます。

事業を通じた国際社会への貢献。

世界のお客さまの『モノづくり』に貢献することは、地域社会さらには国際社会の発展にもつながるものと認識し、グループの経営資源を最適配置し世界の各市場で最高のソリューションを提供すべく事業活動を展開します。

創造と挑戦を実践する人づくり。

私たちは、常に現状をベストとせずさらに良い方法がないかを考え行動し、事業活動の改善・向上を図ります。これは、アマダグループの人材育成の基本理念であり、その実践の積み上げがアマダ独自の企業風土を醸成していくものと考えます。

高い倫理観と公正性に基づいた健全な企業活動を行う。

アマダグループの経営および業務全般にわたって、透明性の確保と法令遵守の徹底を図り、健全な企業活動のうえで、より一層の企業価値向上を目指します。

人と地球環境を大切にする。

アマダグループにかかわるすべての人（株主、顧客、取引先、従業員、地域住民など）、および地球環境を大切にし、人と地球にとって良い企業であり続けます。

（証券コード　6113）
2026年6月９日
（電子提供措置の開始日2026年6月４日）

株　主　各　位

神奈川県伊勢原市石田200番地
株式会社アマダ
代表取締役社長執行役員　山　梨　貴　昭

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第88期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第88期定時株主総会招集ご通知」及び「その他の電子提供措置事項（交付書面記載省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://www.amada.co.jp/ja/ir/stock_info/meeting/

　また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイトにアクセスいただく際は、「銘柄名（会社名）」に「アマダ」又は「コード」に当社証券コード「6113」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」をご選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2026年6月25日（木曜日）午後5時15分まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権の行使〕

5ページから6ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までにインターネットにより議決権を行使ください。

敬　具

記

1.　日　　時　**2026年6月26日（金曜日）午前10時**

2.　場　　所　神奈川県伊勢原市石田350番地
当社本店 アマダフォーラム内 アマダホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3.　会議の目的事項

報 告 事 項
（1）第88期（自2025年4月1日　至2026年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
（2）第88期（自2025年4月1日　至2026年3月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項
第1号議案　剰余金の配当の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額及び内容決定の件
第7号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第8号議案　取締役等（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以　上

◎電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」、「計算書類に係る会計監査人の監査報告書」及び「監査役会の監査報告書」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。したがって当該書面は、監査役が監査報告を作成するに際して、また会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、監査をした書類の一部であります。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。
議決権の行使方法は、以下の方法がございます。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権を行使される場合

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示のうえ、
2026年6月25日（木曜日）午後5時15分までに
到着するようご返送ください。

インターネットによる議決権行使

議決権行使ウェブサイトにアクセスして、
2026年6月25日（木曜日）午後5時15分までに
ご行使ください。

行使のお手続きは次頁をご参照ください。

当社は、株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

(1) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
(2) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
(3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
(4) またパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
(5) 書面により議決権を行使された議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いします。

>>>インターネットによる議決権行使のご案内

書面による議決権行使に代えて、パソコン、スマートフォンから当社指定の「**議決権行使ウェブサイト**」にアクセスし、インターネットによる議決権行使が可能です。

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使書イメージ

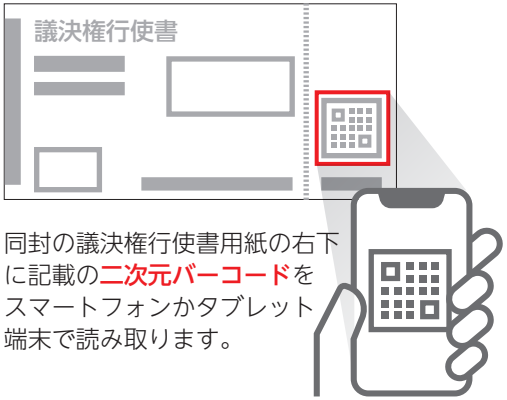

同封の議決権行使書用紙の右下に記載の**二次元バーコード**をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

2 議決権行使方法を選ぶ

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

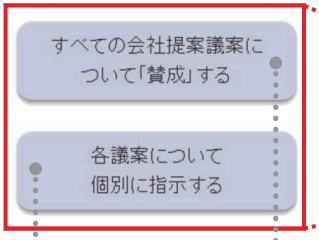

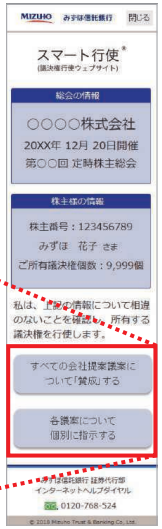

3 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください

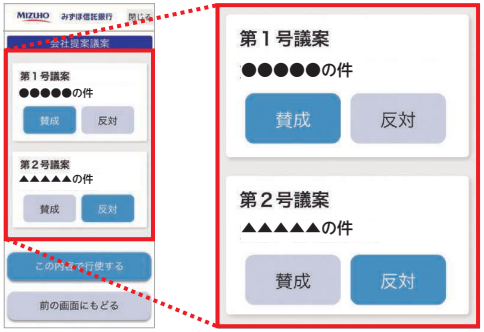

4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

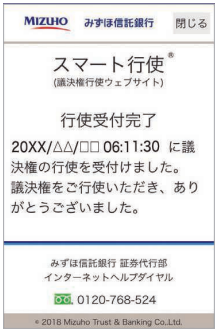

「スマート行使」での議決権行使は、1回に限り有効です。

議決権行使期限　2026年6月25日（木曜日）午後5時15分まで

ログインID・仮パスワード入力によるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス
「次へすすむ」をクリック

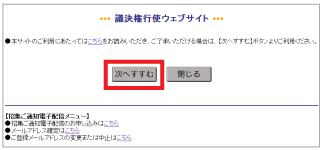

2 ログインする
「議決権行使コード」※を入力し、「次へ」をクリック

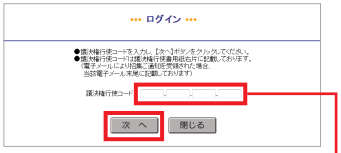

3 パスワードの変更
パスワード変更画面が表示されますので、「パスワード」※を入力し、株主さまが以後ご使用になるパスワードを入力し、「登録」をクリック

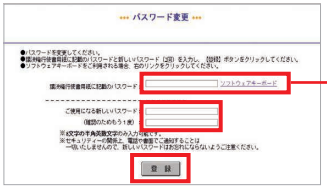

２回目以降のログインにはご自身で設定したパスワードをご使用ください。

4 パスワード登録完了
「投票画面へ」をクリック

議決権行使ウェブサイト
https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

議決権行使書イメージ（裏）

※「議決権行使コード」「パスワード」は、お手元の議決権行使書用紙の所有株式数が印字されている面の左下に記載されています。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力願います。

ご注意

- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。
- インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。

お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524（受付時間 午前９時～午後９時 土・日・休日を除く）

議案及び参考事項

第1号議案　剰余金の配当の件

当期の剰余金の配当に関しては、1株につき62円といたしたいと存じます。既に中間配当金として1株につき31円をお支払いいたしておりますので、期末配当金につきましては、1株につき31円としてご提案させていただくものであります。

期末配当金に関する事項

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
　　普通株式1株につき金 31円
　　総額　　9,631,420,597円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　2026年6月29日

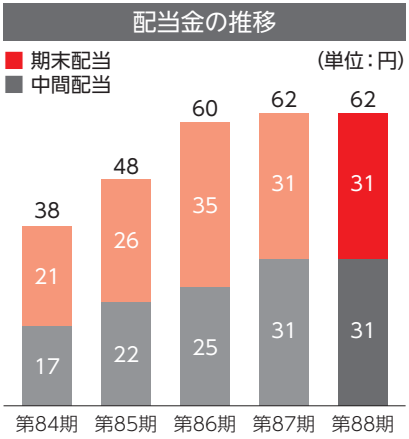

第2号議案　定款一部変更の件

1．変更の理由

(1) 当社は、監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の高度化を図るとともに、迅速な意思決定と機動的な業務執行を遂行することを目的に、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 2025年5月に株式会社エイチアンドエフ、同年7月にビアメカニクス株式会社を子会社化したことに伴い、両社が営んでいる事業内容に合わせ、現行定款第2条に両社の事業目的を追加するものであります。

(3) 機動的な経営体制を整備するため、現行定款第20条の役付取締役等に関する規定の削除を行うとともに、役員構成に合わせた柔軟な会議体運営を図るため、株主総会及び取締役会の招集者と議長を取締役会において選定する旨の規定として現行定款第14条及び第22条を変更するものであります。

(4) 取締役がその能力を十分に発揮し、迅速かつ積極果敢な意思決定ができる環境を整備するため、取締役会の決議により法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を新設するとともに、適切な人材の確保を図るため責任限定契約を締結することができる対象を非業務執行取締役等に拡大する旨の規定として、現行定款第24条を変更するものであります。なお、同規定の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(5) 機動的な株主還元を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定として、定款第34条を新設し、併せて内容が重複する現行定款第34条及び第35条を削除するものであります。

(6) 上記変更に伴い条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理等所要の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　　総則	第１章　　総則
第１条（商号） 《条文省略》	第１条（商号） 《現行どおり》

現　行　定　款	変　更　案
第２条（目的） 当会社は、次の各号に掲げる事業を営むことならびに次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することおよびこれらに附帯または関連する事業を営むことを目的とする。 （1）金切帯鋸盤およびその他金属工作機械器具の開発、製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査 （2）レーザ加工機、プレス機械およびその他金属加工機械器具の開発、製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査 （3）電子機器の開発、製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査 （新設） （新設） （新設） （4）前各号の機器に関連するソフトウエアおよびコンピューターを利用した情報ネットワークシステムの開発、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査 （5）前各号に関連する金型、工具、付属品および部分品の開発、製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査 （6）前各号の古物の売買ならびにその受託販売、各号の技術およびノウハウの販売 （7）前各号に関連する商品の製造および研究開発の受託 （8）土木、建築、電気、鉄骨、プラントおよび造園工事の設計、施工、監理、請負 （9）育林業 （10）不動産の賃貸および管理 （11）一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業ならびに貨物利用運送業 （12）総務、会計・経理、購買および人事、労務管理に関する業務等の代行 （13）労働者派遣事業 （14）前各号に関連する仲立業 （15）前各号に関連する一切の事業 ②　当会社は、前項各号に定める事業およびこれに附帯または関連する業務を営むことができる。	第２条（目的） 当会社は、次の各号に掲げる事業を営むことならびに次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することおよびこれらに附帯または関連する事業を営むことを目的とする。 （1）金切帯鋸盤およびその他金属工作機械器具の開発、製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査 （2）レーザ加工機、プレス機械およびその他金属加工機械器具の開発、製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査 （3）電子機器の開発、製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査 （4）電子部品加工機械およびその周辺装置の開発、製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査 （5）印刷機械の開発、製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査 （6）運搬機械の開発、製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査 （7）前各号の機器に関連するソフトウエアおよびコンピューターを利用した情報ネットワークシステムの開発、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査 （8）前各号に関連する金型、工具、付属品および部分品の開発、製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査 （9）前各号の古物の売買ならびにその受託販売、各号の技術およびノウハウの販売 （10）前各号に関連する商品の製造および研究開発の受託 （11）土木、建築、電気、鉄骨、プラントおよび造園工事の設計、施工、監理、請負 （12）育林業 （13）不動産の賃貸および管理 （14）一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業ならびに貨物利用運送業 （15）総務、会計・経理、購買および人事、労務管理に関する業務等の代行 （16）労働者派遣事業 （17）前各号に関連する仲立業 （18）前各号に関連する一切の事業 ②　当会社は、前項各号に定める事業およびこれに附帯または関連する業務を営むことができる。

現　行　定　款	変　更　案
第３条（本店の所在地） 《条文省略》	第３条（本店の所在地） 《現行どおり》
（新設）	第４条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 ３．会計監査人
第４条（公告の方法） 《条文省略》	第５条（公告の方法） 《現行どおり》
第２章　株式	第２章　株式
第５条～第９条 《条文省略》	第６条～第10条 《現行どおり》
第10条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。	第11条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。
第11条（株式および新株予約権に関する取扱い等ならびに手数料） 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続等ならびに手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。	第12条（株式取扱規程） 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。
第12条（基準日） 《条文省略》	第13条（基準日） 《現行どおり》
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第13条（招集） 《条文省略》	第14条（招集） 《現行どおり》

現　行　定　款	変　更　案
第14条（招集者および議長） 　株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 ②　取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	第15条（招集者および議長） 　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定める取締役が招集し、議長となる。 ②　前項に定める取締役に差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
第15条～第17条 《条文省略》	第16条～第18条 《現行どおり》
第４章　　取締役および取締役会	第４章　　取締役および取締役会
第18条（取締役会の設置） 　当会社は、取締役会を置く。	（削除）
第19条（取締役の定員および選任） 　当会社の取締役は、10名以内とする。	第19条（取締役の員数） 　当会社の取締役は、９名以内とする。 ②　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。
（新設）	（削除） （削除）
②　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ③　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。ただし、取締役の選任決議は、累積投票によらない。	
（新設）	第20条（取締役の選任） 　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。 ②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
第20条（代表取締役、役付取締役、相談役、顧問および支配人） 　取締役会の決議をもって取締役名誉会長、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。	第21条（代表取締役） 　取締役会は、その決議をもって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。
②　取締役会長、取締役副会長、取締役社長および取締役副社長は、各自会社を代表する。	②　代表取締役は、各自会社を代表する。

現　行　定　款	変　更　案
③　取締役会の決議により相談役、顧問および支配人各若干名を置くことができる。	（削除）
第21条（取締役の任期） 　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第22条（取締役の任期） 　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新設）	④　補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第22条（取締役会の招集） 　取締役会は、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	第23条（取締役会の招集） （削除）
（新設）	取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定める取締役が招集し、議長となる。
（新設）	②　前項に定める取締役に差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
②　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	③　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
第23条（取締役会の決議の省略） 　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	第24条（取締役会の決議の省略） 　当会社は、取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	第25条（取締役会規程） 　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	第26条（取締役の報酬等） 　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。
第24条（社外取締役の責任限定契約） （新設） 　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。	第27条（取締役の責任免除） 　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
第５章　　監査役および監査役会	第５章　　監査等委員会
第25条（監査役および監査役会の設置） 　当会社は、監査役および監査役会を置く。	（削除）
第26条（監査役の定員および選任） 　当会社の監査役は、４名以内とする。 ②　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ③　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。	（削除）
第27条（監査役の任期） 　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
第28条（監査役会の招集） 　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
第29条（社外監査役の責任限定契約） 　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。	（削除）
（新設）	第28条（常勤の監査等委員） 　監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	第29条（監査等委員会の招集） 　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（新設）	第30条（監査等委員会規程） 　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　　会計監査人	第６章　　会計監査人
第30条（会計監査人の設置） 　当会社は、会計監査人を置く。	（削除）
第31条～第32条 《条文省略》	第31条～第32条 《現行どおり》
第７章　　計算	第７章　　計算
第33条（事業年度） 《条文省略》	第33条（事業年度） 《現行どおり》
第34条（期末配当金） 　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期末配当金という。以下同じ）を支払う。	（削除）

現　行　定　款	変　　更　　案
第35条（中間配当） 　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項の規定による剰余金の配当（中間配当という）をすることができる。	（削除）
（新設）	第34条（剰余金の配当等） 　当会社は、剰余金の配当、自己株式の取得に関する事項等会社法第459条第１項各号に掲げる事項を、取締役会の決議によって定めることができる。 ②　当会社は、毎年３月31日のほか、９月30日その他取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。
第36条（配当金の除斥期間） 《条文省略》	第35条（配当金の除斥期間） 《現行どおり》
（新設）	附　則 （責任限定契約に関する経過措置） 　第88期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第29条の定めるところによる。

第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、取締役候補者の選任にあたり、任意の指名委員会での審議を経ております。

候補者番号	氏　名	取締役会出席率	現在の当社における地位及び担当
1	磯部（いそべ）　任（つとむ）　再　任	100% (9回／9回)	代表取締役会長
2	山梨（やまなし）　貴昭（たかあき）　再　任	100% (9回／9回)	代表取締役社長執行役員
3	青木（あおき）　優和（まさかず）　再　任　社　外　独　立	100% (7回／7回)	社外取締役
4	藤井（ふじい）　佳子（よしこ）　新　任　社　外　独　立	—	—

（注）1. 青木優和氏の取締役会出席率については、2025年6月26日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。
2. 上記の取締役会出席回数に記載の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が1回ありました。

候補者番号

1 磯部（いそべ） 任（つとむ）

生年月日
1961年5月19日生（満65歳）

再 任

所有する当社の株式数 61,000株

取締役会出席率 100%（9回／9回）

略歴、地位及び担当

1985年12月	株式会社アマダメトレックス（合併により現当社）入社
2000年 4 月	合併により当社入社
2003年 4 月	当社秘書室長
2007年 6 月	当社取締役経営企画部門統括部長
2009年 6 月	当社取締役執行役員経営企画本部長
2010年 6 月	当社取締役常務執行役員経営管理本部長
2013年 4 月	当社取締役専務執行役員経営管理本部長兼財務本部長
2015年 4 月	当社代表取締役社長兼株式会社アマダ（合併により現当社）代表取締役社長
2015年10月	当社代表取締役社長兼経営管理本部長
2018年 4 月	当社代表取締役社長兼株式会社アマダ（合併により現当社）代表取締役社長
2020年 4 月	当社代表取締役社長執行役員
2022年 4 月	当社代表取締役社長
2023年 4 月	当社代表取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

・株式会社アマダマシナリー代表取締役会長
・株式会社アマダプレスシステム代表取締役会長
・一般社団法人日本鍛圧機械工業会代表理事会長
・公益財団法人天田財団代表理事理事長
・職業訓練法人アマダスクール理事長

取締役候補者とした理由

磯部任氏は、当社の代表取締役会長として経営全般に関する意思決定及び業務執行の監督を適切に行っております。また、同氏は長年にわたり管理部門に携わる等、企業経営に関する高い知見を有しております。以上の点を踏まえ、当社の持続的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2 山梨（やまなし） 貴昭（たかあき）

生年月日
1963年12月9日生（満62歳）

再 任

所有する当社の株式数 21,000株

取締役会出席率 100%（9回／9回）

略歴、地位及び担当

1987年 4 月	当社入社
2009年 4 月	当社板金ソリューション開発製造本部ソリューション開発技術部門ブランキング第二開発部長
2016年 1 月	アマダ・アドバンスト・テクノロジー社〔ドイツ〕社長
2018年 4 月	当社上席執行役員ブランク開発本部長
2020年 4 月	当社常務執行役員ブランク開発部門長兼レーザ技術開発部門長
2021年 6 月	当社取締役常務執行役員板金技術開発本部担当、生産本部管掌
2022年 4 月	当社取締役専務執行役員板金開発・生産本部長
2023年 4 月	当社代表取締役社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

山梨貴昭氏は、当社の代表取締役社長として経営全般に関する意思決定及び業務執行の監督を適切に行っております。また、同氏は長年にわたりレーザ技術を中心とした板金加工技術の開発と商品開発に携わるほか、海外の技術開発現地法人の責任者を経験する等、板金加工技術に関する豊富な経験と知見を有しております。以上の点を踏まえ、当社の持続的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

3 青木（あおき） 優和（まさかず）

生年月日
1954年6月23日生（満72歳）

再任　社外　独立

社外役員在任年数	1年
所有する当社の株式数	0株
取締役会出席率	100%（7回／7回）

略歴、地位及び担当

1977年 4月	株式会社日立製作所入社
1999年 4月	同社産業機器グループ生産統括本部汎用圧縮機部長
2002年 4月	株式会社日立産機システム事業本部空圧システム事業部汎用圧縮機設計部長
2009年 6月	同社取締役事業統括本部空圧システム事業部長
2012年 4月	同社取締役社長
2014年10月	株式会社日立製作所執行役常務
2016年 4月	同社執行役専務
2017年 4月	同社代表執行役 執行役副社長 株式会社日立産機システム取締役会長
2024年 4月	株式会社日立製作所シニアエグゼクティブアドバイザー 株式会社日立産機システム取締役 日立グローバルライフソリューションズ株式会社取締役会長
2025年 6月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要

青木優和氏は、株式会社日立製作所において代表執行役副社長を務められた経験から、グローバル企業の経営者としての見識と、製造業における技術・開発に関する豊富な知見を有しております。当該観点から取締役会において積極的に発言いただく等、当社の社外取締役として業務執行の監督を適切に行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員としてこれらの委員会に出席し、適時適切な意見を述べております。以上の点を踏まえ、同氏の経験と知見に基づき、当社の社外取締役として職務を適切に行っていただくことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

4 藤井（ふじい） 佳子（よしこ）

生年月日
1965年7月11日生（満60歳）

新　任　社　外　独　立

社外役員在任年数	—
所有する当社の株式数	0株
取締役会出席率	—

略歴、地位及び担当

1988年 4 月　オリエント・リース株式会社（現オリックス株式会社）入社
2014年 1 月　オリックス株式会社経営企画部長
2018年 1 月　同社執行役ERM本部副本部長
2018年 4 月　同社執行役兼ROBECO INSTITUTIONAL ASSET MANAGEMENT ADVISORS（オランダ）Supervisory Board Member
2019年 6 月　同社執行役グローバルジェネラルカウンセル室 管掌
2020年 1 月　日本電産株式会社（現 ニデック株式会社）入社
2021年 6 月　同社執行役員
2022年 6 月　株式会社エネウィル執行役員CFO
2024年 6 月　東洋建設株式会社社外取締役

重要な兼職の状況

・亀田製菓株式会社社外監査役（2026年6月就任予定）
・株式会社池田泉州ホールディングス社外取締役（2026年6月就任予定）

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要

藤井佳子氏は、オリックス株式会社における財務・経営企画部門での要職や執行役を経て、複数企業でCFOや執行役員を歴任するなど、企業財務及び経営管理に関する高度な専門性と豊富な知見を有しております。以上の点を踏まえ、同氏の経験と知見に基づき、当社の社外取締役として職務を適切に行っていただくことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。

（注）1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 青木優和氏及び藤井佳子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、青木優和氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、本議案が原案どおり承認された場合、当社は青木優和氏との間で当該責任限定契約を継続するとともに、藤井佳子氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者に含む役員等賠償責任保険契約を締結しております。これにより、被保険者である取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。なお、各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容で更新する予定であります。
5. 青木優和氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。また、藤井佳子氏が社外取締役に就任した場合、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
6. 青木優和氏が過去に代表執行役副社長を務めた株式会社日立製作所と当社グループの間で営業上の取引関係がありますが、取引額は双方の連結売上収益の0.1％未満と僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
7. 各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢であります。
8. 藤井佳子氏は、婚姻により平野姓となっておりますが、旧姓の藤井で職務を執行する予定であります。

第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。なお、監査等委員である取締役候補者の選任にあたり、任意の指名委員会での審議を経ております。

候補者番号	氏名	取締役会出席率	現在の当社における地位及び担当
1	三輪和彦（みわかずひこ）　新任	100% (9回／9回)	取締役上席執行役員 経営財務担当
2	笹宏行（ささひろゆき）　新任　社外　独立	100% (9回／9回)	社外取締役
3	望月晶子（もちづきあきこ）　新任　社外　独立	78% (7回／9回)	社外監査役

候補者番号

1 三輪（みわ） 和彦（かずひこ）

生年月日
1963年3月10日生（満63歳）

新 任

所有する当社の株式数 20,000株

取締役会出席率 100%（9回／9回）

略歴、地位及び担当

1986年 4 月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2004年 2 月	株式会社みずほフィナンシャルグループIR部参事役
2006年 1 月	株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）国際審査部参事役
2006年 3 月	同行国際審査部シニアクレジットオフィサー
2011年11月	同行営業第十五部副部長
2016年 1 月	当社入社 コーポレート企画部長
2016年 4 月	当社社長室長
2018年 4 月	当社執行役員経営管理部門長
2018年 6 月	当社取締役経営管理部門長
2020年 4 月	当社取締役常務執行役員経営管理本部長
2021年 4 月	当社取締役常務執行役員財務部門長
2022年 4 月	当社取締役常務執行役員財務部門長、法務担当
2026年 4 月	当社取締役上席執行役員経営財務担当（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

三輪和彦氏は、当社の財務部門を管掌する役員として職務を適切に行っております。また、同氏は管理部門の責任者を経験しているほか、前職において国際金融に関する業務に携わる等、グローバルな企業経営、財務・会計に関する豊富な経験と知見を有しております。以上の点を踏まえ、同氏の経験と知見に基づき、当社の経営について適切な監査を行っていただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号

2 笹（ささ） 宏行（ひろゆき）

生年月日
1955年9月14日生（満70歳）

新任　社外　独立

社外役員在任年数	3年
所有する当社の株式数	0株
取締役会出席率	100%（9回／9回）

略歴、地位及び担当

1982年 4 月　オリンパス光学工業株式会社（現オリンパス株式会社）入社
2001年 4 月　同社内視鏡事業企画部長
2005年 4 月　オリンパスメディカルシステムズ株式会社第1開発本部長
2007年 4 月　同社マーケティング本部長
2007年 6 月　オリンパス株式会社執行役員
2007年 6 月　オリンパスメディカルシステムズ株式会社取締役
2012年 4 月　オリンパス株式会社代表取締役社長執行役員
2019年 4 月　同社取締役
2020年 6 月　株式会社京三製作所社外取締役（現任）
2022年 6 月　兼松株式会社社外取締役（現任）
2023年 6 月　当社社外取締役（現任）
2025年11月　マニー株式会社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

・株式会社京三製作所社外取締役
・兼松株式会社社外取締役
・マニー株式会社社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要

笹宏行氏は、オリンパス株式会社において代表取締役社長を務められた経験から、グローバル企業の経営者としての見識と、製造業における技術・開発に関する豊富な知見を有しております。当該観点から取締役会において積極的に発言いただく等、当社の社外取締役として業務執行の監督を適切に行っております。また、指名委員会の委員長及び報酬委員会の委員としてこれらの委員会に出席し、適時適切な意見を述べております。以上の点を踏まえ、同氏の経験と知見に基づき、当社の経営について適切な監査を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

3 望月（もちづき） 晶子（あきこ）

生年月日
1966年11月3日生（満59歳）

新任　社外　独立

社外役員在任年数	2年
所有する当社の株式数	0株
取締役会出席率	78%（7回／9回）
監査役会出席率	82%（9回／11回）

略歴、地位及び担当

1990年 4月　三菱商事株式会社入社
2000年 4月　弁護士登録（現在に至る）
　　宮川法律事務所入所
2011年12月　望月法律事務所設立
2012年 4月　東京家庭裁判所調停委員（現任）
2022年 3月　アテナ法律事務所入所 パートナー弁護士（現任）
2023年 6月　株式会社イーグランド社外取締役（監査等委員）（現任）
2024年 6月　当社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

・アテナ法律事務所 パートナー弁護士
・株式会社イーグランド社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要

望月晶子氏は、弁護士として豊富な経験と専門知識を有するほか、公益活動に注力する等、人権保護の観点でも高い見識を有しております。以上の点を踏まえ、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、同氏の経験と知見に基づき、当社の経営について適切な監査を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

（注）1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 笹宏行氏及び望月晶子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、笹宏行氏及び望月晶子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、本議案が原案どおり承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約と同内容の契約を締結する予定であります。また、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、三輪和彦氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者に含む役員等賠償責任保険契約を締結しております。これにより、被保険者である取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。なお、各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容で更新する予定であります。
5. 笹宏行氏及び望月晶子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、両氏の選任が承認された場合、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。
6. 各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢であります。
7. 望月晶子氏は、婚姻により鈴木姓となっておりますが、旧姓の望月で職務を執行しております。
8. 笹宏行氏は現任の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって3年であります。
9. 望月晶子氏は現任の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。

（ご参考）コーポレートガバナンスハイライト

社外役員の在任年数

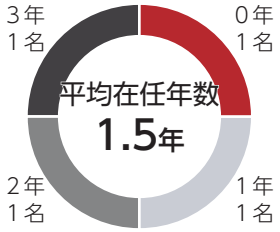

取締役会構成

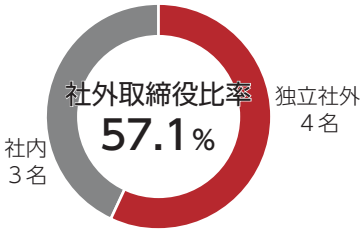

ジェンダーダイバーシティ

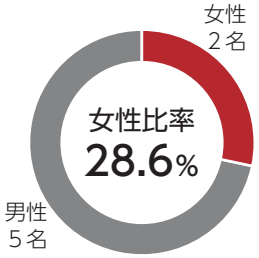

年齢

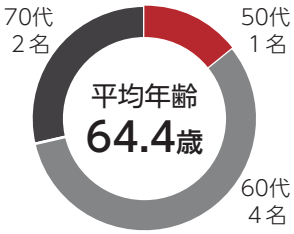

指名委員会構成

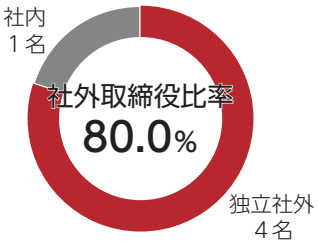

報酬委員会構成

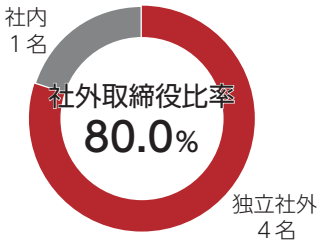

※コーポレートガバナンスハイライトは、第3号議案及び第4号議案が承認可決された場合の予定の数値を記載しております。

第5号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

青木　優和（あおき　まさかず）

生年月日　1954年6月23日生（満72歳）

所有する当社の株式数　0株

社　外　独　立

略歴、地位及び担当

1977年 4 月	株式会社日立製作所入社
1999年 4 月	同社産業機器グループ生産統括本部汎用圧縮機部長
2002年 4 月	株式会社日立産機システム事業本部空圧システム事業部汎用圧縮機設計部長
2009年 6 月	同社取締役事業統括本部空圧システム事業部長
2012年 4 月	同社取締役社長
2014年10月	株式会社日立製作所執行役常務
2016年 4 月	同社執行役専務
2017年 4 月	同社代表執行役 執行役副社長 株式会社日立産機システム取締役会長
2024年 4 月	株式会社日立製作所シニアエグゼクティブアドバイザー 株式会社日立産機システム取締役 日立グローバルライフソリューションズ株式会社取締役会長
2025年 6 月	当社社外取締役（現任）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

青木優和氏は、株式会社日立製作所において代表執行役副社長を務められた経験から、グローバル企業の経営者としての見識と、製造業における技術・開発に関する豊富な知見を有しております。当該観点から取締役会において積極的に発言いただく等、当社の社外取締役として業務執行の監督を適切に行っております。以上の点を踏まえ、同氏の経験と知見に基づき、当社の経営について適切な監査を行っていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

（注）
1. 青木優和氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 青木優和氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、同氏は第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員以外の取締役に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員以外の取締役を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
3. 当社は、青木優和氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約と同内容の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者に含む役員等賠償責任保険契約を締結しております。これにより、被保険者である取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。なお、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者となる予定であります。
5. 青木優和氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
6. 青木優和氏の補欠の監査等委員である取締役選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。
7. 青木優和氏は現任の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
8. 候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢であります。

第6号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年６月26日開催の第81期定時株主総会において、取締役の金銭報酬の額を年額468百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）としてご承認をいただき、今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただいた場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬等の額の定めを廃止したうえで、新たに、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）の金銭報酬の額を年額570百万円以内（うち社外取締役分は年額90百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものといたします。

当社は、第2号議案、第3号議案及び本議案をご承認いただくことを条件として、2026年５月14日開催の取締役会において、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定しており、その概要は株主総会参考書類35ページから36ページまでに記載のとおりであります。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的なものとなっており、その内容は相当であると考えております。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」を原案どおりご承認いただいた場合、本議案の対象となる取締役の員数は4名（うち、社外取締役は2名）となります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものといたします。なお、本議案の上程にあたり、任意の報酬委員会での審議を経ております。

第7号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただいた場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、新たに、監査等委員である取締役の金銭報酬の額を年額140百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案については、当社の今後の取締役会の構成、当社のガバナンスにおいて監査等委員が果たすべき職責、他社の水準その他諸般の事情を勘案したものであり、社外取締役を委員長とし、社外取締役が過半数を占める報酬委員会の審議を経ていることから、当該報酬の内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」を原案どおりご承認いただいた場合、本議案の対象となる取締役の員数は3名となります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものといたします。

第8号議案　取締役等（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1．提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

当社は、2024年6月27日開催の第86期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等として、役位や業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入についてご承認いただき、今日に至っております。

本議案は、本制度の対象者に取締役でない執行役員を追加することに加え、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合に、当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、改めて本株式報酬等の額及び内容につきご承認をお願いするものであります。なお、本議案は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額及び内容決定の件」においてご承認をお願いしている報酬限度額とは別枠で設定するものです。

本制度の対象者は、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）及び執行役員（国内非居住者を除く。以下、総称して「取締役等」という。）とし、取締役等の報酬における株式報酬の割合を高め、取締役等の報酬を市場競争力のある水準とすることで、当社の中長期的な企業価値の向上に対する取締役等の貢献意欲を高めるとともに、自社株式の保有を促進し、株主の皆さまとの利害共有意識を一層高めることを目的として、本制度の内容を一部改定いたします。

当社は、第2号議案、第3号議案及び本議案をご承認いただくことを条件として、2026年５月14日開催の取締役会において、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定しており、その概要は株主総会参考書類35ページから36ページまでに記載のとおりであります。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的なものとなっており、その内容は相当であると考えております。また、当社の任意の報酬委員会におきましても、本制度の導入目的、本制度に係る報酬等の額の算出の公正性、当社株式は株式市場から取得予定のため希薄化が生じないこと等を勘案し、当該報酬等の内容は相当であると判断しております。

本株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は2名となります。また、上記のとおり、本制度は取締役を兼務しない執行役員も対象とするため（現時点で本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は13名となります。）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が本制度の開始後に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等に対する報

酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものといたします。

2．本制度における報酬等の額及び内容等

（1）本制度の概要

本制度は、信託を活用し、役位や業績達成度等に応じて、取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。

本制度の対象となる期間は、当社の中期経営計画の対象となる事業年度（以下「対象期間」という。本制度改定後の当初の対象期間は、2027年3月31日で終了する事業年度から2031年3月31日で終了する事業年度までの５事業年度とする。）とし、当社が信託に拠出する取締役等の報酬額を原資とし、信託を通じて当社株式が取得されます。

① 本制度の対象者	・当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）
② 当社が信託に拠出する金員の上限	・400百万円に対象期間の年数を乗じた金額 ・本制度改定後の当初対象期間においては、5事業年度を対象として、合計2,000百万円
③ 取締役等に交付等がなされる当社株式の数の上限	・40万ポイントに対象期間の年数を乗じたポイント数に相当する株式数（1ポイントあたり当社株式1株として40万株相当） ・本制度改定後の当初対象期間である5事業年度を対象として取締役等に対して付与されるポイント数の合計上限数は合計200万ポイント（合計上限株式数は200万株）
④ 当社株式の取得方法	・当社株式は、株式市場から取得予定のため希薄化は生じない ・上記の1事業年度あたりのポイント数に相当する株式数（40万株）の当社発行済株式総数（2026年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.13%
⑤ 業績達成条件の内容	・当社の中期経営計画に掲げる経営指標及び株主価値指標等で評価するものとし、当該中期経営計画の対象期間中の各事業年度における経営指標及び株主価値指標（本制度改定後の当初対象期間においては、【①売上収益、②営業利益、③ROE】等）の目標達成度に応じて、0～200%の範囲で変動
⑥ 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期	・原則として、対象期間終了後（本制度改定後の当初対象期間については2031年7月以降）

(2) 当社が拠出する金員の上限等

当社は、取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために、対象期間ごとに、400百万円に当該対象期間の年数を乗じた金額（本制度改定後の当初対象期間である5事業年度に対しては2,000百万円）を上限とする金員を取締役等への報酬等として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者として対象期間に相当する期間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、当該拠出金を原資として、当社株式を株式市場から一括して取得します。当社は、対象期間において取締役等に対するポイントの付与を行い、あらかじめ定められた一定の時期に、付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点の中期経営計画に対応する年数が新たな対象期間となり、本信託の信託期間も新たな対象期間と同一期間延長します。当社は、本信託の信託期間が延長されるごとに、400百万円に新たな対象期間の年数を乗じた金額の範囲内で追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日時点で信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残余株式等」という。）があるときは、残余株式等の金額と当社が追加拠出する金員の額の合計額は、400百万円に対象期間の年数を乗じた額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

(3) 取締役等に交付等がなされる当社株式等の数の算定方法及び上限

本制度によって取締役等に対して交付等がなされる当社株式等の数及び金額は、取締役等の役位及び業績目標の達成度等に基づき毎事業年度一定の時期に付与されるポイントの数により定まります。

取締役等に付与するポイントの総数の上限は、1事業年度あたり40万ポイントとします。業績目標の達成度は、当社の中期経営計画に掲げる経営指標及び株主価値指標等で評価するものとし、当該中期経営計画の対象期間中の各事業年度における経営指標及び株主価値指標（本制度改定後の当初対象期間においては、【①売上収益、②営業利益、③ROE】等）の目標達成度に応じて、0～200％の範囲で決定のうえ、1ポイントにつき当社株式1株を交付します（1ポイント未満の端数は切り捨てます。）。ただし、信託期間中に取締役等が退任した場合には、当該時点までに累積したポイント数に応じて、交付等を行う株式数が算定されます。

なお、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合は、分割比率・併合比率等に応じてポイントの数及び交付株式数の上限を調整します。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を満たした取締役等は、原則として対象期間終了後、所定の受益権確定手続を行うことにより、本信託から累積したポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する数の当社株式については、本信託内で換価処分したうえで、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

対象期間中に退任した取締役等は、当該時点までに累積したポイント数に応じて算定される数の当社株式等について、退任後速やかに、本信託から交付等を受けるものとします。

(5) クローバック条項等

取締役等による重大な不正・非違行為等が判明した場合には、当該取締役等に対して、付与済みのポイントの没収（マルス）、あるいは、当該取締役等に対して交付した当社株式等相当額の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式は、経営の中立性を確保するため、議決権は行使されないものとします。

(7) 本制度に関するその他の事項

本制度に関するその他の事項については、当社取締役会において定めるものとします。

【ご参考】

取締役のスキルマトリックス

第2号議案「定款一部変更の件」、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合の取締役会の構成、並びに各取締役が備える専門性と経験は以下のとおりであります。

	氏名	性別	専門性、経験					
			企業経営	財務 会計	法務 リスクマネジメント コンプライアンス	グローバル	営業 マーケティング	研究開発 製造
取締役	磯部　任	男性	○	○	○	○		
取締役	山梨　貴昭	男性	○		○	○		○
取締役	青木　優和　社外　独立	男性	○		○	○		○
取締役	藤井　佳子　社外　独立	女性		○		○		
監査等委員である取締役	三輪　和彦	男性	○	○	○			
監査等委員である取締役	笹　宏行　社外　独立	男性	○		○	○	○	○
監査等委員である取締役	望月　晶子　社外　独立	女性			○			

【ご参考】

「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の概要

（2026年5月14日取締役会決議）

＜基本方針＞

当社の取締役の報酬は、（ア）長期ビジョンの実現に向けて企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するものであること（イ）株主をはじめとするステークホルダーに対し説明責任を果たせるよう、透明性・公正性を備えた報酬体系、決定プロセスとすることを基本方針とします。

当社は、当該基本方針に基づき、2026年5月14日の取締役会において、当社の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の改定について、以下のとおり決議しました。

なお、当社は、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする任意の報酬委員会を設置しており、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定に際しては、人事部門が作成した当該決定方針の原案について、報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して取締役会において当該決定方針を決議しています。

＜報酬水準＞

取締役の報酬水準については、職位・職責を踏まえた適正な水準とすることとし、経営環境の変化や外部調査データ等を踏まえて、適宜・適切に見直すものとします。

＜報酬構成＞

取締役の報酬構成については、長期ビジョンや中期経営計画の実現に向けて企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブとして十分に機能する構成とします。具体的には、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、①固定報酬としての基本報酬、②業績連動報酬としての賞与、及び③業績連動報酬としての株式報酬により構成します。なお、業績連動報酬（賞与）については、当社の業績拡大に応じて取締役の総報酬に占める業績連動報酬（賞与）の割合が高くなる設計としています。業績連動報酬（株式報酬）については、役位に応じて取締役の総報酬に占める株式報酬の割合が高くなるよう設計しています。

また、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役については、執行から独立した立場にあることに鑑み、基本報酬のみにより構成します。

① 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、現金による月例の固定報酬とし、職位・職責に応じてあらかじめ定められた報酬基準額を基に個人別の支給額を決定するものとします。

② 業績連動報酬（賞与）

短期インセンティブとして位置付ける業績連動型賞与は、業績指標を反映した現金報酬とし、毎年一定の時期に支給します。業績指標は、経営指標として重要であることに加え、配当原資でもあることから株主目線の経営を意識するという理由で、単年度の親会社の所有者に帰属する当期利益（以下、当期利益という。）を指標とします。具体的には、各事業年度の当期利益に配当性向(%)の1/50の率を乗じて算出する金額を上限に、支給対象となる員数と配当金の成長率を加味して支給総額を決定し、個別の配分は職位や職責に応じて決定したうえで、一定割合を成果に応じて増減させる方法で金額を算定するものとします。

③ 業績連動報酬（株式報酬）

中長期インセンティブとして位置付ける業績連動型株式報酬は、当社の中長期的な企業価値の向上に対する取締役の貢献意欲を高めるとともに、自社株式の保有を促進することで株主との利害共有意識を一層高めることを目的としています。当社の中期経営計画の対象となる事業年度（以下、対象期間という。）を対象に、当該対象期間中の各事業年度における業績指標の目標達成度等により評価したうえで、対象期間終了後に取締役に株式の交付を行う制度です（業績連動型株式報酬制度（役員報酬BIP信託制度※）の一部改定及び継続は、2026年6月26日開催の第88期定時株主総会において承認可決されることを条件とします。）。具体的には、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して、毎事業年度、株式交付を受ける権利として役位に応じたポイントが付与され、業績指標の目標達成状況に応じて0～200％の範囲でそのポイント数を変動させたうえで、1ポイントにつき当社株式1株として取締役に株式が交付されます。なお、業績指標は当社の中期経営計画に掲げる経営指標及び株主価値指標等に基づき設定するものとし、本制度改定後の当初対象期間においては、【①売上収益、②営業利益、③ROE】等を用いるものとします。

また、取締役による重大な不正・非違行為等が判明した場合には、当該取締役に対して、付与済みのポイントの没収（マルス）、あるいは、当該取締役に対して交付した当社株式等相当額の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

（※）BIP（Board Incentive Plan）信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブプランです。

＜報酬決定プロセス＞

当社の取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定権限については、取締役会が有しており、社外取締役を委員長とする任意の報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重したうえで、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で決定することとします。なお、監査等委員でない当社取締役の金銭報酬の額は、2026年6月26日開催の第88期定時株主総会において改定が承認可決されることを条件として、年額570百万円以内（うち社外取締役は年額90百万円以内）となります（当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は4名（うち、社外取締役は2名））。

また、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の株式報酬の額は、2026年6月26日開催の第88期定時株主総会において株式報酬制度の一部改定及び継続が承認可決されることを条件として、①400百万円に対象期間の年数を乗じた金額（当社が拠出する金銭の上限額）、②40万ポイント（当社が１事業年度に付与するポイント数（当社株式数）の上限数）となります。

以　上

業績ハイライト（第88期）

売上収益	営業利益	親会社の所有者に帰属する当期利益
4,373億7千2百万円	447億9千8百万円	305億5千4百万円
前期比 10.3% ↗	前期比 8.7% ↘	前期比 5.7% ↘

商品別売上収益

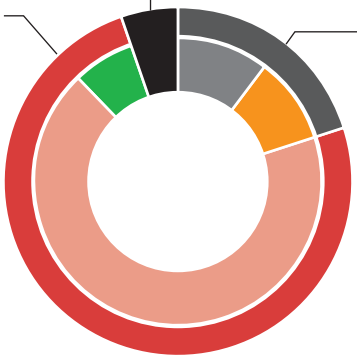

金属加工機械事業 74.6%

板金部門
2,968億 5千 3百万円
前期比 0.5% ↘

微細溶接部門
296億 3千 2百万円
前期比 7.3% ↘

その他 5.2%
225億 4千 1百万円

金属工作機械事業 20.2%

切削・研削盤部門
454億 3百万円
前期比 0.7% ↘

プレス部門
429億 4千 2百万円
前期比 120.5% ↗

地域別売上収益

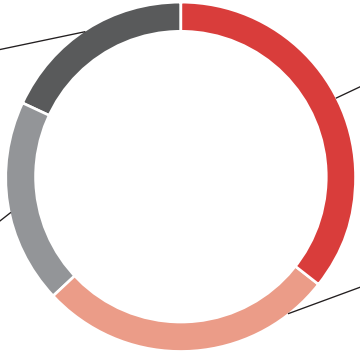

アジア他 17.9%
783億 1千 7百万円
前期比 41.9% ↗

欧州 18.8%
823億 8千 3百万円
前期比 1.5% ↘

日本 35.7%
1,560億 7千 8百万円
前期比 8.2% ↗

北米 27.6%
1,205億 9千 2百万円
前期比 6.2% ↗

当期の期中平均レート	[米ドル] 150.78 円	[ユーロ] 174.79 円

1.　当社グループの現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

◆概　　況

当事業年度における当社グループを取り巻く環境は、米国の関税政策の影響や中東情勢の緊迫化を背景に、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような中、当事業年度の当社グループの経営成績は、顧客工場の建設遅延などによる受注残の消化遅延が見られたものの、M＆Aによる事業寄与やＡＩ普及に伴うデータセンター関連投資の恩恵を受け、売上収益は4,373億7千2百万円（前期比10.3％増）となりました。

一方、既存事業では、米国の関税影響や人件費上昇といったコスト増などが影響し、営業利益は447億9千8百万円（前期比8.7％減）となり、親会社の所有者に帰属する当期利益は305億5千4百万円（前期比5.7％減）となりました。

◆主な事業別営業の概況

金属加工機械事業

売上収益
3,264億8千5百万円
前期比　1.1％

営業利益
373億3千3百万円
前期比　7.6％

売上収益構成比

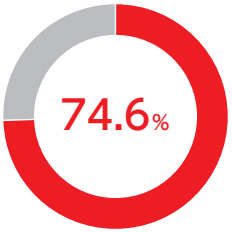

売上収益　（百万円）

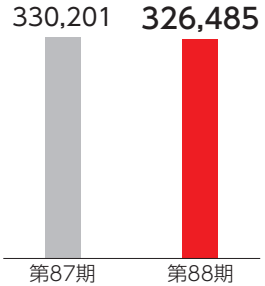

営業利益　（百万円）

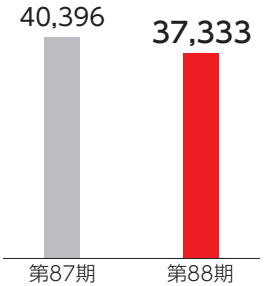

金属加工機械事業の売上収益は3,264億8千5百万円（前期比1.1％減）、営業利益は373億3千3百万円（前期比7.6％減）となりました。

＜板金部門＞
板金部門の売上収益は2,968億5千3百万円（前期比0.5％減）となりました。地域別の概況については以下のとおりであります。

日本：配電盤・制御盤、サーバーラックなどデータセンター向けや半導体製造装置関連の設備投資は堅調に推移したものの、産業機械、工作機械、建設機械向けは軟調でした。その結果、売上収益は997億7千4百万円（前期比2.4％減）となりました。

北米：米国ではデータセンターやインフラ関連向けの設備投資需要が引き続き活況であり、着実に売上を伸ばしました。その結果、売上収益は938億3千8百万円（前期比4.6％増）となりました。

欧州：東欧では防衛やインフラ関連、自動化への投資が牽引したほか、イタリアではエネルギー関連向けが下支えするなど、一部で底堅い動きも見られました。一方、地域全体としては輸出減少による景気低迷を背景とした設備投資の先送りが影響し、ドイツやフランス、北欧などで苦戦を強いられた結果、売上収益は662億6千9百万円（前期比4.9％減）となりました。

アジア他：米国関税や中国における景気減退の影響から、設備投資に慎重な姿勢が見られたものの、中国、インド、ベトナムにおいてはデータセンター関連向けが堅調に推移しました。その結果、売上収益は369億7千1百万円（前期比1.0％増）となりました。

＜微細溶接部門＞
微細溶接部門の売上収益は296億3千2百万円（前期比7.3％減）となりました。欧州では医療や航空・宇宙分野が好調に推移し、アジアではデータセンター関連の需要が牽引した一方、世界的なＥＶ市場の停滞に伴い、バッテリー関連の投資が抑制されたことで、売上収益は前期比で減収となりました。

金属工作機械事業

売上収益
883億4千5百万円
前期比 35.5%

営業利益
91億6千1百万円
前期比 32.8%

売上収益構成比

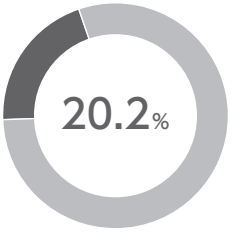

売上収益 (百万円)

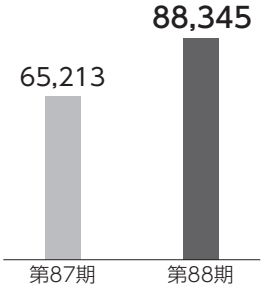

営業利益 (百万円)

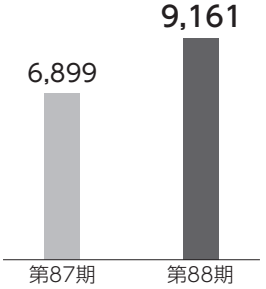

金属工作機械事業の売上収益は883億4千5百万円（前期比35.5％増）、営業利益は91億6千1百万円（前期比32.8％増）となりました。

＜切削・研削盤部門＞

切削・研削盤部門の売上収益は454億3百万円（前期比0.7％減）となりました。国内では資材高騰や人手不足による建設市場の停滞に加え、自動車関連市場における設備投資抑制の動きが継続しました。一方、海外では北米の大手鋼材流通業向けにバンドソーマシンの販売が順調に推移したほか、欧州市場でも航空産業向けの難削材対応などブレードの販売に回復の兆しが見られました。また、アジアを中心に半導体関連向けに研削盤の売上が堅調に推移しました。

＜プレス部門＞

プレス部門の売上収益は429億4千2百万円（前期比120.5％増）となりました。国内では資材高騰やＥＶ市場の減速などの影響により自動車関連の設備投資が手控えられ軟調となりました。一方、海外では北米におけるデータセンター関連向け需要やリショアリングの進展に伴う自動機の導入が売上増加に寄与したほか、医療向けばね成形機が業績を下支えしました。また、2025年５月１日付でプレス事業に加わったエイチアンドエフグループにおける自動車関連向けサーボプレス等の大型案件が業績を押し上げました。

◆地域別売上収益の状況

地域別売上収益の状況は、前期比で日本8.2％増、海外11.5％増となり、海外売上比率は前期の63.6％から64.3％となりました。

主要地域における売上収益の状況は37ページの業績ハイライトをご参照ください。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に当社グループが実施した設備投資等の総額は、100億3千7百万円であります。

うち、有形固定資産の設備投資額は59億7千1百万円であります。また、販売用ソフトウエア及び自社利用目的ソフトウエア取得等の無形固定資産の支出額は40億6千6百万円であります。

設備投資等の主なものは次のとおりであります。

① 富士宮事業所におけるレーザ発振器工場の再編・拡大
② 欧米現地工場における建屋改修及び生産設備の更新
③ マシンの加工プログラム作成ソフト「VPSS 4ie」の開発投資

設備投資総額

(百万円)

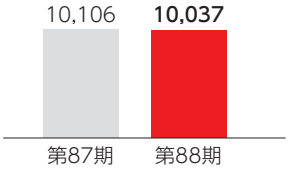

(3) 資金調達の状況

事業運転資金の安定的な調達を目的に、取引銀行４行と当座貸越契約を締結しております。また、取引金融機関8社と総額100億円のシンジケーション方式によるタームローン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、持続的な成長と企業価値向上の実現に向け、2026年度から2030年度までの5カ年における新たなアクションプランとして「中期経営計画2030」を策定しました。

＜「中期経営計画2030」策定の背景＞

前中期経営計画では、大型M&A等により売上目標を達成した一方、新商品展開の遅れやコスト増などにより、収益性目標（営業利益率・ROE）は未達となりました。また、労働人口減少やAI化、GX投資の加速など顧客を取り巻く環境は激変しています。持続的な成長を実現すべく、収益構造の抜本的改善と成長領域への投資を加速させ、アマダ本来の「稼ぐ力」の強化を図ります。

＜ミッション・バリュー・長期ビジョンの策定＞

1946年の創業から世界のモノづくりを支えてきた当社は、創業80年の節目を機に、今後の社会や顧客に対する役割と社員の価値観を再確認すべく、ミッションとバリューを再整理し、長期ビジョンを再定義しました。原点である「経営理念」と「行動規範」を基盤とし、社会課題の解決を自社の存在意義と捉え、新たな理念体系の下で持続的な企業価値の創出に取り組んでまいります。

アマダグループ理念体系

ミッション：恒久的に社会に果たす役割・存在意義
新たな価値に挑戦し、人と社会、地球のより良い未来を創る

バリュー：日々の業務で大切にする価値観
創造と挑戦・誠実と公正・自己成長

長期ビジョン：長期的に目指す姿
生産革新と先端技術でモノづくりの課題を競争力に変える

① 中期経営計画2030の概要

ⅰ）スローガンと重要経営指標

5カ年の中期経営計画期間のうち、前半2年を「変革・成長期（構造改革）」、後半3年を「成長加速期」として位置付け、以下の重要経営指標の達成を目指します。

中期経営計画2030　基本方針	
1．スローガン	
Transform to AMADA 2030　>>　For Growth Acceleration ～変革を原動力に、新たな成長ステージへ～	
2．重要経営指標	**3．キャッシュアロケーション**
①　売上収益　：5,200億円 ②　営業利益　：730億円 ③　ROE　：10%以上	①　成長投資　：1,500億円 ②　株主還元　：2,500億円

ⅱ）重点戦略

1. **構造改革（稼ぐ力の強化）：** ビジネスユニット（BU）制及びマトリクス組織の導入で権限と収益責任を明確化し、拠点のグローバルな統廃合等により徹底した合理化を図ります。
2. **経営基盤の強化：** 監査等委員会設置会社への移行により、「攻めのガバナンス」と「守りのガバナンス」を両立させ、中期経営計画の目標達成に向けた重点戦略の実行と「稼ぐ力」の強化を後押しします。また、AIやDXを活用した経営基盤の構築を推進します。
3. **事業ポートフォリオ経営：** 各BUを「基盤事業」「成長牽引事業」「変革事業」に分類し、メリハリのあるリソース配分を実行します。
4. **事業成長を支える新商品展開：** 新商品の継続的な市場投入のほか、グループ入りした企業とのシナジーにより、新たな需要創出と市場開拓を加速させます。
5. **「モノ売り」から「モノ×コト売り」への変革：** AI提案ツールやスマートファクトリー提案などを通じ、顧客の工場稼働率を最大化するライフサイクルビジネスへと転換します。
6. **新規事業の創出・強化：** Mobilityや半導体といった成長領域への展開、新たなM&Aへの挑戦に加え、AIが協働する「自律化工場」実現に向けた他社提携を強化します。

② 財務戦略基本方針

持続的な利益成長と企業価値の最大化を目指し、「収益性の向上」「BSマネジメントの高度化」「戦略的キャピタルアロケーション」の3軸を連動させた財務戦略を実行します。「攻めの成長投資」と「徹底した資本効率の向上」の両輪を回すことで資本コストを上回るリターンを継続的に創出し、最適資本構成への移行と資産効率の抜本的改善を通じて、ROE10%以上の達成と安定確保を実現します。

ⅰ）キャッシュアロケーション方針・中期投資計画

5年間累計で営業CF約3,500億円と、BS改革及びネットキャッシュ活用により約500億円＋αを創出し、事業成長と資本効率の改善へ適切に配分します。投資計画は5年累計で約1,500億円の枠を設定し、うち約1,400億円以上を競争力の源泉である「成長投資」に充当します。具体的には、既存事業の強化（R&D、AI搭載、新加工技術）や環境配慮型商品の開発、成長領域でのM&A、AI・DXや人的資本等の経営基盤強化に重点配分します。

ⅱ）株主還元

持続的な利益成長に伴う、安定的な還元体制を構築します。配当は連結配当性向50%を目安とすることに加え、DOE（株主資本配当率）は3～5%へ引き上げて安定配当を維持します。また、積み上がった自己資本を早期に適正化（5,000億円未満）すべく、積極的な自己株式取得を実行します。5年累計の総還元額は約2,500億円以上（総還元性向約120%）を予定し、EPSの最大化、TSR向上、ROE10%以上の達成を推進します。

③ サステナビリティ戦略（非財務目標）

中期経営計画の戦略を支え、持続的な企業価値の向上につなげるため、以下の指標・目標を設定します。

領域	取り組み方針	指標	2025年度実績	2030年度目標
環境負荷の低減	環境に配慮した商品・サービスの提供	GHG排出量(Scope3)	72.5%減	**75%減**
人的資本経営の深化	労働生産性と働きがいの向上	エンゲージメントスコア(eNPS*)	–	**肯定回答率20%以上向上**
トータル・クオリティの向上	信頼に応える品質と事業継続性の追求	NIST CSF(*)準拠のセキュリティ成熟度	全業界平均	**15%以上向上**
技術革新の進展	持続可能なモノづくりに貢献する商品・サービスの提供	新領域売上(*)成長率	–	**60%以上**

範囲：GHG排出量、セキュリティ成熟度、新領域売上成長率　連結　／　エンゲージメントスコア　国内
基準年：GHG排出量　2013年度　／　エンゲージメントスコア、セキュリティ成熟度、新領域売上成長率　2025年度
*eNPS：従業員ネット・プロモーター・スコア（Employee Net Promoter Score）
*NIST CSF：米国標準技術研究所によるサイバーセキュリティフレームワーク
*新領域売上：新領域（新市場、成長市場）における売上収益

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分 ＼ 期別		第84期 (自2021. 4. 1 至2022. 3.31)	第85期 (自2022. 4. 1 至2023. 3.31)	第86期 (自2023. 4. 1 至2024. 3.31)	第87期 (自2024. 4. 1 至2025. 3.31)	第88期（当期） (自2025. 4. 1 至2026. 3.31)
受注高	百万円	375,040	394,808	381,281	372,869	**456,993**
売上収益	〃	312,658	365,687	403,500	396,670	**437,372**
営業利益	〃	38,538	49,867	56,507	49,076	**44,798**
売上収益営業利益率	%	12.3	13.6	14.0	12.4	**10.2**
親会社の所有者に帰属する当期利益	百万円	27,769	34,158	40,638	32,386	**30,554**
基本的１株当たり当期利益	円	79.88	98.25	118.95	98.72	**96.67**
資産合計	百万円	614,439	647,562	681,053	649,891	**772,109**
資本合計	〃	484,034	508,521	534,396	523,750	**540,358**
１株当たり親会社所有者帰属持分	円	1,380.05	1,450.07	1,584.10	1,616.19	**1,724.35**
親会社所有者帰属持分比率	%	78.1	77.8	77.8	79.9	**69.4**
親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）	〃	6.0	6.9	7.9	6.2	**5.8**

（注）基本的１株当たり当期利益及び１株当たり親会社所有者帰属持分につきましては、それぞれ期中平均発行済株式総数、期末現在発行済株式総数（いずれも自己株式を控除）に基づき算出しております。

受注高

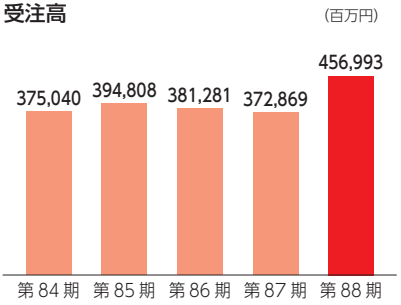

売上収益

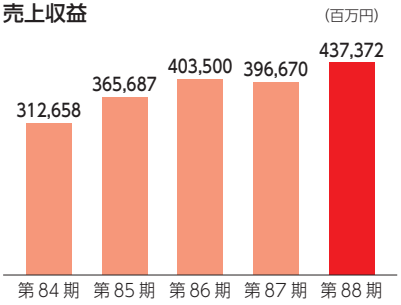

営業利益 (百万円)
売上収益営業利益率 (%)

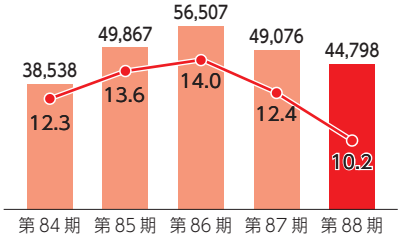

親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)

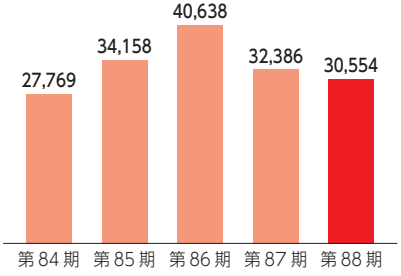

資産合計

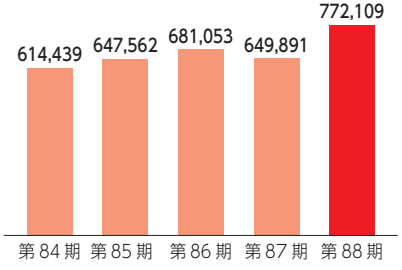

資本合計

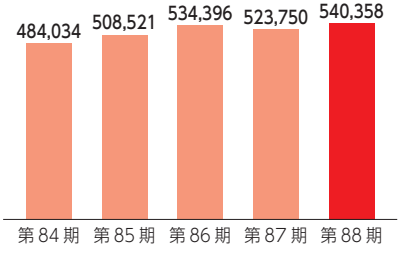

親会社所有者帰属持分比率

親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE)

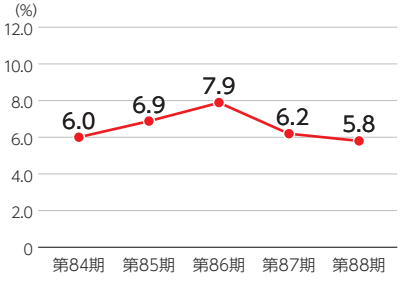

(6) 重要な子会社の状況（2026年3月31日現在）

① 重要な子会社の状況

会　社　名	所在地	資本金	議決権比率（%）	主要な事業内容
株式会社アマダマシナリー	神奈川県 伊勢原市	百万円 400	100.0	切削・工作機械等の開発、製造、販売
株式会社アマダプレスシステム	神奈川県 伊勢原市	百万円 1,491	100.0	プレス機械、プレス加工自動化機械装置等の開発、製造、販売
株式会社エイチアンドエフ	福井県 あわら市	百万円 1,055	100.0	プレス機械、金属加工機械等の開発、製造、販売
ビアメカニクス株式会社	神奈川県 厚木市	百万円 361	100.0	電子部品加工機械及びその周辺装置等の開発、製造、販売
株式会社アマダオートメーションシステムズ	神奈川県 伊勢原市	百万円 80	100.0	板金商品の周辺装置の製造
株式会社アマダツール	神奈川県 伊勢原市	百万円 400	100.0	金型の製造
アマダ・ノース・アメリカ社	米国	千米ドル 148,450	100.0	北米現地法人の持株・統括機能
アマダ・アメリカ社	米国	千米ドル 59,000	※ 100.0	板金商品の北米市場への販売 板金商品の製造
アマダ・キャピタル社	米国	千米ドル 6,000	※ 100.0	北米の顧客に対するファイナンス及びリース商品の販売
アマダ・ツール・アメリカ社	米国	千米ドル 700	※ 100.0	金型の製造
アマダ・マシナリー・アメリカ社	米国	千米ドル 4,220	※ 100.0	切削・工作機械の北米市場への販売
アマダ・ウエルドテック（アメリカ）社	米国	米ドル 4,330	100.0	微細溶接商品の開発、製造及び北米市場への販売
アマダ・マーベル社	米国	米ドル 30	100.0	切削機械等の開発、製造
アマダ・カナダ社	カナダ	千ＣＡドル 3,000	100.0	板金商品のカナダ市場への販売
アマダ・メキシコ社	メキシコ	千ペソ 9,494	※ 100.0	板金商品のメキシコ市場への販売
アマダ・ユー・ケー社	英国	千ポンド 2,606	100.0	板金商品の英国市場への販売
ドイツ・アマダ社	ドイツ	千ユーロ 6,474	※ 100.0	板金商品のドイツ市場への販売
アマダ・マシナリー・ヨーロッパ社	ドイツ	千ユーロ 6,000	※ 100.0	切削・工作機械の欧州市場への販売
アマダ・ウエルドテック（ヨーロッパ）社	ドイツ	千ユーロ 352	※ 100.0	微細溶接商品の開発、製造及び欧州市場への販売
アマダ・ヨーロッパ・エス・エー社	フランス	千ユーロ 28,491	100.0	板金商品の製造
アマダ・エス・エー社	フランス	千ユーロ 8,677	※ 100.0	板金商品のフランス市場への販売

会　社　名	所在地	資本金	議決権比率（%）	主要な事業内容
アマダ・イタリア社	イタリア	千ユーロ 21,136	※ 100.0	板金商品のイタリア市場への販売
アマダ・オーストリア社	オーストリア	千ユーロ 16,206	100.0	金切帯鋸刃、金型の製造
アマダ・スカンジナビア社	スウェーデン	千クローナ 500	※ 100.0	板金商品の北欧市場への販売
アマダ・オートメーション・ヨーロッパ社	フィンランド	千ユーロ 50	100.0	板金商品の周辺装置の販売
アマダ・ポーランド社	ポーランド	千ズウォティ 20,000	※ 100.0	板金商品の東欧市場への販売
天田（中国）有限公司	中国	百万円 3,000	100.0	中国現地法人の統括 板金商品の中国市場への販売
天田連雲港機械有限公司	中国	百万円 796	※ 100.0	金切帯鋸刃の製造
天田（連雲港）机床工具有限公司	中国	千米ドル 5,880	※ 100.0	金切帯鋸刃の製造
天田股份有限公司	台湾	千NTドル 82,670	※ 75.0	板金商品の台湾市場への販売
アマダ・コリア社	韓国	百万ウォン 22,200	100.0	板金商品の韓国市場への販売
アマダ（タイランド）社	タイ	千バーツ 476,000	※ 100.0	板金商品等のタイ市場への販売
アマダ・シンガポール社	シンガポール	千SGドル 400	※ 100.0	板金商品のシンガポール市場への販売
アマダ（マレーシア）社	マレーシア	千リンギット 1,000	※ 100.0	板金商品のマレーシア市場への販売
アマダ・ベトナム社	ベトナム	百万ドン 8,967	100.0	板金商品のベトナム市場への販売
アマダ（インディア）社	インド	千ルピー 87,210	100.0	板金商品のインド市場への販売
アマダ・マシナリー・インドネシア社	インドネシア	百万ルピア 13,500	※ 100.0	板金商品のインドネシア市場への販売
アマダ・オセアニア社	オーストラリア	千AUドル 6,450	100.0	板金商品のオセアニア市場への販売
アマダ・ブラジル社	ブラジル	千レアル 35,600	100.0	板金商品のブラジル市場への販売
アマダ・ミドル・イースト社	UAE	千ディルハム 5,000	80.0	板金商品のUAE市場への販売

（注）※印は、子会社による出資を含む比率であります。

② 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、金属加工機械及び金属工作機械並びに電子部品加工機械等の開発、製造、販売、サービスを主な事業とし、その他これらに付帯する事業を営んでおります。さらに、不動産賃貸等の事業も営んでおります。

事業・部門別の主要営業品目等は次のとおりであります。

① 金属加工機械事業

部門		主要営業品目等
板金部門	マシン	レーザマシン、ＮＣ付タレットパンチプレス、パンチ・レーザ複合加工機、プレスブレーキ、ベンディングロボット、シャーリング、板金加工システムライン
	ソフト・ＦＡ機器	ＦＡ用コンピューター、ＦＡ用ソフトウエア
	サービス	修理、保守、点検
	消耗品	パンチプレス、プレスブレーキ用等の各種金型
微細溶接部門		精密レーザ機器、抵抗溶接機器 修理、保守、点検

② 金属工作機械事業

切削・研削盤部門	金切帯鋸盤、形鋼切断機、ボール盤、金切帯鋸刃、研削盤 修理、保守、点検
プレス部門	プレスマシン、プレス加工自動化機械装置 修理、保守、点検

③ その他

・電子部品加工機械及びその周辺装置等の開発、製造、販売
・ショッピングセンター等の不動産賃貸等

(8) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

① 当社

名　称	所　在　地
本　社	神奈川県伊勢原市
支　店	東日本支店（群馬県高崎市）
	南関東支店（神奈川県伊勢原市）
	中部支店（愛知県一宮市）
	関西支店（大阪府東大阪市）
	西部支店（福岡県大野城市）
工　場　等	富士宮事業所（静岡県富士宮市）
	土岐事業所（岐阜県土岐市）

② 重要な子会社

前記の（6）重要な子会社の状況をご参照ください。

(9) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比較増減
9,872名	875名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比較増減
2,842名	33名減

平均年齢	平均勤続年数
44.6歳	18.5年

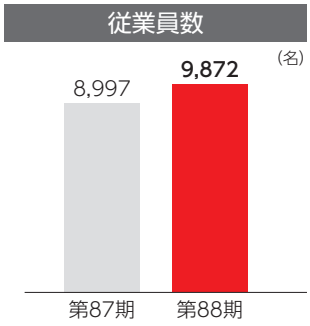

（注）企業集団の従業員数が前期末と比べて増加しておりますが、主に2025年5月1日付で株式会社エイチアンドエフ、同年7月1日付でビアメカニクス株式会社を連結子会社化したためであります。

（10）主要な借入先（2026年3月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社みずほ銀行	30,600百万円
株式会社三菱UFJ銀行	15,000百万円
株式会社三井住友銀行	10,000百万円
株式会社りそな銀行	5,000百万円
シンジケートローン	10,000百万円

（注）1. 上記借入額には、当座貸越契約による借入れを含んでおります。
2. シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を幹事とする8社の協調融資によるものです。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 550,000,000株

(2) 発行済株式の総数 317,451,417株

（自己株式6,760,430株を含む。）

(3) 株主数 51,642名

所有者別株式分布状況

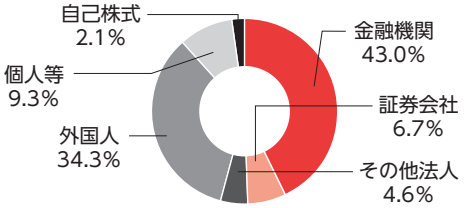

(4) 大株主

株　主　名	持　株　数	持株比率(*)
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	67,033	21.58
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	34,552	11.12
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	10,528	3.39
公益財団法人天田財団	9,936	3.20
野村信託銀行株式会社（投信口）	7,909	2.55
ゴールドマン・サックス証券株式会社ＢＮＹＭ	6,426	2.07
日本生命保険相互会社	5,894	1.90
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	5,807	1.87
ＪＰ MORGAN CHASE BANK 385781	4,455	1.43
ＪＰモルガン証券株式会社	4,079	1.31

(*) 持株比率は、自己株式（6,760,430株）を控除して計算しております。なお、当該自己株式には役員報酬BIP信託が保有する当社株式（158,100株）は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

役　　名	氏　　名	担当、主な職業 〔重要な兼職の状況等〕
代表取締役 会長	磯　部　　任	〔株式会社アマダマシナリー　代表取締役会長〕 〔株式会社アマダプレスシステム　代表取締役会長〕 〔一般社団法人日本鍛圧機械工業会　代表理事会長〕 〔職業訓練法人アマダスクール　理事長〕 〔公益財団法人天田財団　代表理事理事長〕
代表取締役 社長執行役員	山　梨　貴　昭	
取締役 専務執行役員	田　所　雅　彦	エンジニアリング営業サービス統括本部長
取締役 専務執行役員	山　本　浩　司	グローバル戦略推進本部長
取締役 常務執行役員	三　輪　和　彦	財務部門長、法務担当
社外取締役	青　木　優　和	〔日立グローバルライフソリューションズ株式会社　取締役会長〕
社外取締役	小　部　春　美	〔あいおいニッセイ同和損害保険株式会社　顧問〕
社外取締役	笹　　宏　行	〔株式会社京三製作所　社外取締役〕 〔兼松株式会社　社外取締役〕 〔マニー株式会社　社外取締役〕
社外取締役	千　野　俊　猛	
常勤監査役	柴　田　耕太郎	
常勤監査役	藤　本　　隆	
社外監査役	西　浦　清　二	税理士 〔西浦清二税理士事務所　所長〕
社外監査役	望　月　晶　子	弁護士 〔アテナ法律事務所　パートナー弁護士〕 〔株式会社イーグランド　社外取締役（監査等委員）〕

（注）1. 2025年6月26日開催の第87期定時株主総会において、青木優和氏は取締役に選任され、就任いたしました。
2. 2025年6月26日開催の第87期定時株主総会終結の時をもって、取締役三好秀和氏は任期満了により退任いたしました。
3. 監査役藤本隆氏は、連結子会社において管理部門の責任者を歴任してきたほか、前職において国際金融に関する業務に携わる等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 青木優和、小部春美、笹宏行、千野俊猛の４氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、当社は４氏を株式会社東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ております。
5. 西浦清二及び望月晶子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を以下のとおり定めております。なお、当社は、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする任意の報酬委員会を設置しており、当該決定方針の改定に際しては、人事部門が作成した決定方針の原案について報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して取締役会において決議しています。

＜基本方針＞

当社の取締役の報酬は、（ア）長期ビジョンの実現に向けて企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するものであること、（イ）株主をはじめとするステークホルダーに対し説明責任を果たせるよう、透明性・公正性を備えた報酬体系、決定プロセスとすることを基本方針とします。

＜報酬水準＞

取締役の報酬水準については、職位・職責を踏まえた適正な水準とすることとし、経営環境の変化や外部調査データ等を踏まえて、適宜・適切に見直すものとします。

＜報酬構成＞

取締役の報酬構成については、長期ビジョンや中期経営計画の実現に向けて企業価値の持

続的な向上を図るためのインセンティブとして十分に機能する構成とします。具体的には、取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、（ア）固定報酬としての基本報酬、（イ）業績連動報酬としての賞与、及び（ウ）業績連動報酬としての株式報酬により構成します。

なお、業績連動報酬（賞与）については、当社の業績拡大に応じて取締役の総報酬に占める業績連動報酬（賞与）の割合が高くなる設計としています。業績連動報酬（株式報酬）については、役位に応じて取締役の総報酬に占める株式報酬の割合が高くなるよう設計しています。

また、監督機能を担う社外取締役については、執行から独立した立場にあることに鑑み、基本報酬のみにより構成します。

ⅰ）基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、現金による月例の固定報酬とし、職位・職責に応じてあらかじめ定められた報酬基準額を基に個人別の支給額を決定するものとします。

ⅱ）業績連動報酬（賞与）

短期インセンティブとして位置付ける業績連動型賞与は、業績指標を反映した現金報酬とし、毎年一定の時期に支給します。業績指標は、経営指標として重要であることに加え、配当原資でもあることから株主目線の経営を意識するという理由で、単年度の親会社の所有者に帰属する当期利益（以下、当期利益という。）を指標とします。具体的には、各事業年度の当期利益に配当性向(%)の1/50の率を乗じて算出する金額を上限に、支給対象となる員数と配当金の成長率を加味して支給総額を決定し、個別の配分は職位や職責に応じて決定したうえで、一定割合を成果に応じて増減させる方法で金額を算定するものとします。

ⅲ）業績連動報酬（株式報酬）

中長期インセンティブとして位置付ける業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託制度※）は、当社の中長期的な企業価値の向上に対する取締役の貢献意欲を高めるとともに、自社株式の保有を促進することで株主との利害共有意識を一層高めることを目的としています。当社の中期経営計画の対象となる事業年度を対象（以下、対象期間という。）に、当該対象期間中の各事業年度における業績指標の目標達成度等により評価したうえで、対象期間終了後に取締役に株式の交付を行う制度です。

具体的には、取締役（社外取締役を除く。）に対して、毎事業年度、株式交付を受ける権利として役位に応じたポイントが付与され、業績指標の目標達成状況に応じて０～200％の範囲でそのポイント数を変動させたうえで、１ポイントにつき当社株式１株として取締役に株式が交付されます。なお、業績指標は当社の中期経営計画に掲げる経営指標等に基づき設

定するものとし、当初の対象期間においては、重要経営指標である（ア）売上収益、（イ）営業利益、（ウ）ROEを用いるものとします。

また、取締役による重大な不正・非違行為等が判明した場合には、当該取締役に対して、付与済みのポイントの没収（マルス）、あるいは、当該取締役に対して交付した当社株式等相当額の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

(※) BIP（Board Incentive Plan）信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブプランです。

＜報酬決定プロセス＞

当社の取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定権限については、取締役会が有しており、社外取締役を委員長とする任意の報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重したうえで、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で決定することとします。

なお、当社取締役の金銭報酬の額は、2019年６月26日開催の第81期定時株主総会において年額468百万円以内（うち社外取締役は年額50百万円以内）と決議（当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は８名（うち、社外取締役は３名））しています。

また、当社取締役の株式報酬の額は、2024年６月27日開催の第86期定時株主総会において、（ア）１事業年度当たり150百万円に対象期間の年数を乗じた金額（当社が拠出する金銭の上限額）、（イ）１事業年度当たり20万ポイント（当社が１事業年度に付与するポイント数（当社株式数）の上限数）と決議（当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は4名））しています。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、任意の報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な審議を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社監査役の金銭報酬の額は、1986年6月27日開催の第48期定時株主総会において月額4百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外)	440 (48)	237 (48)	171 (－)	31 (－)	10 (5)
監査役 (うち社外)	41 (14)	41 (14)	－	－	4 (2)
合　計	482	279	171	31	14 (7)

（注）1. 業績連動報酬として取締役に対して賞与を支給しております。賞与の算定の基礎として選定した業績指標は単年度の当期利益であり、当事業年度を含む当期利益の推移は「1．(5) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。
2. 非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託制度）に基づくものであります。なお、非金銭報酬等の内容は「① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであり、業績指標の実績は「1．(5) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏　名	兼　職　先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	青　木　優　和	日立グローバルライフソリューションズ株式会社	取締役会長	特別の関係はありません。
	小　部　春　美	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	顧問	特別の関係はありません。
	笹　　宏　行	株式会社京三製作所	社外取締役	特別の関係はありません。
		兼松株式会社	社外取締役	特別の関係はありません。
		マニー株式会社	社外取締役	特別の関係はありません。
	千　野　俊　猛	—	—	—
監査役	西　浦　清　二	西浦清二税理士事務所	所長	特別の関係はありません。
	望　月　晶　子	アテナ法律事務所	パートナー弁護士	特別の関係はありません。
		株式会社イーグランド	社外取締役 (監査等委員)	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主　な　活　動　状　況
取締役	青　木　優　和	2025年6月26日の就任後、当事業年度中に開催された取締役会7回すべてに出席し、元グローバル企業の経営者としての専門知識、経験に基づく発言を適宜行っております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員として知見に基づいた意見・提言等を行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
	小　部　春　美	当事業年度中に開催された取締役会9回すべてに出席し、元官僚としての専門知識、経験に基づき、新しい観点から意見・提言を適宜行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員として知見に基づいた意見・提言等を行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
	笹　　宏　行	当事業年度中に開催された取締役会9回すべてに出席し、元グローバル企業の経営者としての専門知識、経験に基づく発言を適宜行っております。 また、指名委員会の委員長として公正で透明性が高い委員会運営を主導しております。併せて、報酬委員会の委員として知見に基づいた意見・提言を行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
	千　野　俊　猛	当事業年度中に開催された取締役会9回すべてに出席し、元新聞社の編集者及び企業経営者としての専門知識、経験に基づく発言を適宜行っております。 また、報酬委員会の委員長として公正で透明性が高い委員会運営を主導しております。併せて、指名委員会の委員として知見に基づいた意見・提言を行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
監査役	西　浦　清　二	当事業年度中に開催された取締役会9回、監査役会11回のそれぞれすべてに出席し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 また、監査役会で定めた監査方針に従って事業所の監査等を行い、監査役会に報告しております。
	望　月　晶　子	当事業年度中に開催された取締役会9回中7回、監査役会11回中9回のそれぞれに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 また、監査役会で定めた監査方針に従って事業所の監査等を行い、監査役会に報告しております。

（注）上記の取締役会出席回数に記載の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が1回ありました。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

175百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

265百万円

(注) 1. 監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、サステナビリティ情報の開示対応に係る助言業務を委託し、対価を支払っております。

4. 当社の重要な在外連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性において問題があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提出する議案の内容として決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

コーポレート・ガバナンス体制

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び体制

当社は、高い倫理観と公正性に基づいた健全な企業活動が極めて重要であると考えており、経営及び業務の全般にわたり、透明性の確保と法令遵守の徹底を基本とし、次の考え方に沿ってコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

① 株主の権利・平等性を確保するよう努めます。
② 株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
③ 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
④ 株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、取締役会の役割・責務を適切に果たすよう努めます。
⑤ 株主との建設的な対話に努めます。

■ コーポレート・ガバナンス体制図

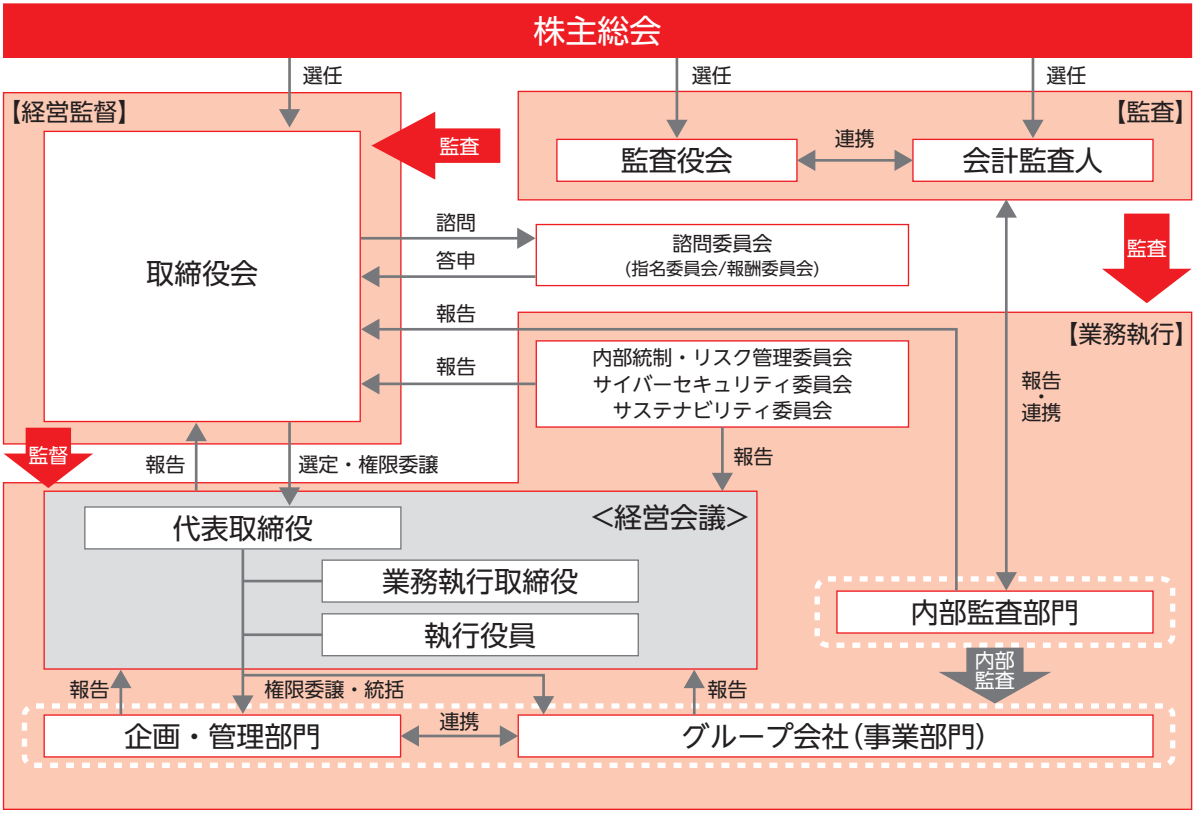

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において決議し、以下のとおり基本方針を決定しております。

① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役は、当社グループにおけるコンプライアンス（法令・社内規程遵守等）の基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織及び規程を整備し、当社グループの各社の活動に組み込むことによりコンプライアンス体制を推進する。併せて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、これを当社グループの各社に周知する。これらのコンプライアンス体制の構築及び運用状況については、内部監査部門が当社グループの内部監査を実施する。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。

ⅰ）当社グループ共通規範

業務の遂行にあたり法令、定款の遵守を常に意識するよう「アマダグループ経営理念」及び「アマダグループ行動規範」等を定め、その周知徹底を図る。

ⅱ）内部統制・リスク管理委員会

内部統制システムの維持、向上及びコンプライアンス体制の整備を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、専門委員会等重要な会議の議事録並びに、その他取締役の執行に係る情報は、法令並びに社内規程・規則に基づき、適切に保存及び管理し、取締役及び監査役が、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ）当社グループの損失発生の防止及び損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理基本規程」においてリスク管理に関する基本的な事項を定める。内部統制・リスク管理委員会は、当社グループのリスクを一元管理し全社的推進等を図る。また、不正行為及びコンプライアンス違反等の情報が漏れなく報告されることを目的として、「不正行為及びリスク情報」に関する調査・解明・伝達ルートの規程を定め当社グループ各社に周知す

る。

ⅱ）個々のリスク管理については、各種専門委員会、内部統制・リスク管理委員会の下部組織として設置するリスクマネジメント部会及び各リスク主管部署が各種のリスクに対応する。

ⅲ）重大な事件・事故及び自然災害等の緊急事態が発生し全社的な対応が必要と判断された場合は、緊急対策本部等を設置して迅速に危機管理を行う。

ⅳ）これらのリスク管理体制の構築及び運用状況については、内部監査部門が当社グループの内部監査を実施する。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ）取締役会は、法令、定款で定められた事項のほか、「取締役会規程」に基づき経営に関する一定の重要な事項について決定し、職務執行の監督を行う。

ⅱ）取締役会の少数精鋭化による意思決定の迅速化と、執行機関の分離による業務執行機能の充実を図るため執行役員制度を採用する。社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示・伝達し、執行役員は業務執行状況を取締役会、社長、監査役各々の求めに応じ、報告する。

ⅲ）経営会議及び各種専門委員会では、取締役会付議事項となる重要案件を事前協議し、取締役会の意思決定を支援するとともに取締役会から権限委譲された案件を審議する。

⑤ 当社グループの取締役等の職務執行の報告に関する体制及びその他の業務の適正を確保するための体制

ⅰ）当社グループは、「アマダグループ経営理念」、「アマダグループ行動規範」等を制定し、グループ全体の基本原則とする。

ⅱ）当社グループは子会社を含む経営上の重要事項については、「取締役会規程」に基づき取締役会の承認又は取締役会への報告を求めるとともに、子会社から事業計画等に関する報告を定期的に受け、子会社の業務の適正性を確認する。

ⅲ）当社グループ会社の管理については、「国内関係会社職務権限規程」及び「海外系列会社運営管理規程」に基づき、管理部署、管理責任者を明確にし、業務の適正を確保する。

ⅳ）内部監査部門は、各部門及び当社グループ会社の業務執行状況、コンプライアンス体制等について監査を実施し、監視と業務改善の助言を行うとともに、その結果を取締役会、社長、監査役及び内部統制・リスク管理委員会に報告する。

⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ⅰ）当社の監査役会がその職務を補助する使用人を求めた場合は、監査役の職務が実効的に行われるように使用人を配置する。また、その使用人の人事は、代表取締役と監査役が協議のうえ決定する。

ⅱ）監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、同使用人の任命及び異動は監査役の同意を必要とし、人事評価については監査役の意見を十分に尊重する。

ⅲ）監査役会には事務局を設置する。監査役会事務局は、議事録の作成及び保存・管理を行う。

⑦ 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ⅰ）当社グループの取締役及び執行役員並びに使用人（以下「役員・使用人」という。）は、当社グループに重大な影響を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるときは、直ちに監査役に報告する。また、役員・使用人は、監査役の要請に応じて、必要な報告をし、情報を提供する。

ⅱ）役員・使用人が監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役が職務を執行するうえで必要な費用については、監査役の監査計画に応じてあらかじめ予算化し、調査を含む監査上の理由で緊急又は臨時に支出した費用について前払い又は事後に償還するものとする。

⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ）監査役会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができる。

ⅱ）監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた体制の整備に関する基本方針に基づき、以下のような取り組みを行っております。

① コンプライアンスに関する取り組み

内部統制システムの維持、向上及びコンプライアンス体制の整備を目的として内部統制・リスク管理委員会を設置し、原則として年2回の定例会を開催しております。また、法令違反・不正行為の早期発見と是正を目的として、内部監査部門及び社外委託会社を窓口とする内部通報制度を運用しており、公益通報者保護法に対応した「内部通報処理規程」において内部通報者及び調査協力者が不利な取扱いを受けない旨を定めております。コンプライアンス教育及び啓発活動の推進については、海外子会社を含む集合教育及び随時受講可能なオンライン教育（腐敗防止、ハラスメント防止等）を継続的に実施しております。

② 取締役の職務執行に関する取り組み

当社は、取締役会において、重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っております。当事業年度は取締役会を9回開催しており、このほか取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。また、取締役会の諮問機関として過半数の社外取締役で構成され、社外取締役を議長とする指名委員会、報酬委員会を随時開催しており、社外取締役の知見及び助言を生かしながら審議を行うなど、取締役会の独立性・客観性の確保に努めております。併せて、女性社外取締役1名を含む4名の社外取締役は、取締役会のほか重要な会議にも出席し適宜忌憚のない意見を述べるなど、経営の監視・監督に努めております。

当事業年度は、取締役会においてコーポレート・ガバナンス高度化の一環として監査等委員会設置会社への移行について討議したほか、2026年度から開始する中期経営計画の基本方針や具体的な施策について議論を行いました。

③ リスク管理に関する取り組み

当社グループの損失発生の防止及び損失の最小化を図ることを目的として「リスク管理基本規程」においてリスク管理に関する基本的な事項を定め、平常時から対応策を検討する等のリスク管理に努めております。内部統制・リスク管理委員会が当社グループのリスクを一元管理し全社的推進等を図り、個々のリスク管理は内部統制・リスク管理委員会の下部組織であるリスクマネジメント部会が、ヒト・モノ・カネ・情報等に係るグループレベルでの重要リスク管理シートに基づいたリスク評価と進捗状況を確認しております。これに加え、「サイバーセキュリティ委員会」、「輸出管理本部」、「統括安全衛生委員会」等の各専門委員

会においてリスク管理を図っております。

特に「サイバーセキュリティ委員会」はセキュリティリスクに備えるため、リスクアセスメント・対策計画作成・実行・報告を循環プロセスとして継続的に行い、グループ・グローバルのITガバナンスを強化するとともに全従業員のセキュリティレベルを底上げする教育や訓練を行い、セキュリティリテラシーの向上を行っています。

④ 当社グループ会社の管理に関する取り組み

当社グループ会社の管理については、業務の効率化と適正化を図ることを目的に「国内関係会社職務権限規程」及び「海外系列会社運営管理規程」に基づき管理しております。各子会社を管理する主管部署が経営管理の指導を主体的に行っております。また内部監査部門は、社長直下の独立した部門として当社グループの内部統制システムの整備及び運用状況をチェックし、問題の早期発見や損失発生の防止に努めるとともに、改善の方向性を提言・指導し、フォローアップを行っております。なお、これらの内部統制システムの運用状況については、取締役会並びに監査役会に対して直接報告しております。

⑤ 監査役監査に関する取り組み

監査役は、監査の方針及び業務の分担に従い、当社監査役監査基準に準拠して取締役会及びその他重要会議に出席し、議事運営及び決議内容等を監査するなど必要に応じ意見表明を行っております。その他、常勤監査役は重要な会議に出席するほか、当社取締役等及び子会社から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類･契約書類等を閲覧するなど当社及び主要な子会社の業務並びに財産の状況を調査しています。併せて、会計監査人からは職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

また、監査役会は、会計監査人等の非保証業務の事前承認、監査役監査方針・監査計画・職務分担、会計監査人の評価及び再任･不再任、監査報告書案等の協議及び決議、常勤監査役からの活動状況報告を受けております。さらに内部監査部門から直接報告を受け、社外取締役とは年2回連携会議を開催し情報・意見交換を行いました。なお、当事業年度において、監査役会を11回開催しております。

本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

単位：百万円（未満切捨）

科　目	当　期 (2026年3月31日現在)	(ご参考) 前　期 (2025年3月31日現在)
(資産)		
流動資産		
現金及び現金同等物	153,626	104,841
営業債権及びその他の債権	158,052	142,716
棚卸資産	157,746	131,432
その他の金融資産	10,682	27,707
その他の流動資産	17,602	7,814
小計	**497,709**	**414,511**
売却目的で保有する資産	324	－
流動資産合計	**498,034**	**414,511**
非流動資産		
有形固定資産	182,199	175,797
のれん	31,104	6,748
無形資産	24,184	12,270
持分法で会計処理されている投資	951	719
その他の金融資産	10,879	18,033
繰延税金資産	16,044	12,564
その他の非流動資産	8,710	9,246
非流動資産合計	**274,074**	**235,380**
資産合計	**772,109**	**649,891**

（注）前期の情報はご参考（監査対象外）であります。

科　目	当　期 (2026年3月31日現在)	(ご参考) 前　期 (2025年3月31日現在)
(負債)		
流動負債		
営業債務及びその他の債務	51,809	42,320
借入金	72,800	10,954
未払法人所得税	12,910	6,850
その他の金融負債	3,703	2,680
引当金	4,412	2,159
その他の流動負債	51,489	41,845
流動負債合計	**197,125**	**106,809**
非流動負債		
借入金	8,000	－
その他の金融負債	11,999	10,684
退職給付に係る負債	5,449	3,757
引当金	175	8
繰延税金負債	3,848	896
その他の非流動負債	5,153	3,984
非流動負債合計	**34,625**	**19,331**
負債合計	**231,751**	**126,141**
(資本)		
資本金	54,768	54,768
資本剰余金	83,588	101,635
利益剰余金	339,023	323,203
自己株式	△11,791	△10,106
その他の資本の構成要素	69,878	49,711
親会社の所有者に帰属する持分合計	**535,467**	**519,212**
非支配持分	4,891	4,537
資本合計	**540,358**	**523,750**
負債及び資本合計	**772,109**	**649,891**

連結損益計算書

単位：百万円（未満切捨）

科　　目	当　期 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)	(ご参考) 前　期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
売上収益	437,372	396,670
売上原価	△259,831	△224,282
売上総利益	**177,540**	**172,388**
販売費及び一般管理費	△134,177	△124,736
その他の収益	2,150	2,601
その他の費用	△715	△1,177
営業利益	**44,798**	**49,076**
金融収益	4,043	1,457
金融費用	△3,344	△1,510
持分法による投資利益	209	134
税引前利益	**45,706**	**49,157**
法人所得税費用	△14,948	△16,510
当期利益	**30,757**	**32,646**
当期利益の帰属		
親会社の所有者	30,554	32,386
非支配持分	203	260
当期利益	**30,757**	**32,646**

（注）前期の情報はご参考（監査対象外）であります。

貸借対照表

単位：百万円（未満切捨）

科　目	当　期（2026年3月31日現在）	（ご参考）前　期（2025年3月31日現在）
（資産の部）		
流動資産		
現金及び預金	66,666	54,642
受取手形	5,857	5,927
売掛金	59,763	51,962
有価証券	9,199	14,300
商品及び製品	28,722	26,904
仕掛品	3,671	3,763
原材料及び貯蔵品	15,242	15,072
前払費用	331	394
短期貸付金	6,199	2,857
未収入金	3,229	2,299
その他	558	1,350
貸倒引当金	△851	△795
流動資産合計	**198,590**	**178,680**
固定資産		
有形固定資産		
建物	61,121	63,519
構築物	5,215	5,699
機械及び装置	7,199	7,762
車両運搬具	68	110
工具、器具及び備品	2,522	3,117
貸与資産	5,021	5,296
土地	32,606	32,634
リース資産	4	12
建設仮勘定	145	893
有形固定資産合計	**113,904**	**119,046**
無形固定資産		
特許権	2	2
借地権	130	130
ソフトウエア	8,551	8,828
電話加入権	114	114
その他	5	6
無形固定資産合計	**8,804**	**9,083**
投資その他の資産		
投資有価証券	7,998	16,603
関係会社株式	133,524	63,964
関係会社出資金	23,097	23,097
長期貸付金	8,664	710
長期前払費用	618	880
前払年金費用	10,136	8,909
繰延税金資産	2,424	1,398
不動産リース投資資産	217	441
その他	885	960
貸倒引当金	△591	△666
投資その他の資産合計	**186,976**	**116,299**
固定資産合計	**309,685**	**244,429**
資産合計	**508,276**	**423,110**

科　目	当　期（2026年3月31日現在）	（ご参考）前　期（2025年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
支払手形	1	350
買掛金	11,696	10,887
電子記録債務	5,458	6,296
短期借入金	60,600	－
１年内返済予定の長期借入金	2,000	－
リース債務	61	70
未払金	1,033	1,121
未払費用	3,931	4,734
未払法人税等	7,483	3,811
契約負債	4,435	3,835
預り金	29,422	19,270
製品保証引当金	514	449
賞与引当金	2,799	2,750
役員賞与引当金	178	195
その他	46	66
流動負債合計	**129,664**	**53,840**
固定負債		
長期借入金	8,000	－
リース債務	1	4
再評価に係る繰延税金負債	468	491
退職給付引当金	174	157
株式報酬引当金	56	－
資産除去債務	8	8
長期預り保証金	786	802
その他	381	508
固定負債合計	**9,878**	**1,973**
負債合計	**139,542**	**55,814**
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	**54,768**	**54,768**
資本剰余金		
資本準備金	163,199	163,199
資本剰余金合計	**163,199**	**163,199**
利益剰余金		
利益準備金	9,126	9,126
その他利益剰余金		
土地圧縮積立金	314	402
償却資産圧縮積立金	4,254	4,569
別途積立金	111,852	111,852
繰越利益剰余金	45,811	38,991
利益剰余金合計	**171,359**	**164,942**
自己株式	**△11,791**	**△10,106**
株主資本合計	**377,534**	**372,802**
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	**16**	**3,259**
土地再評価差額金	**△8,817**	**△8,766**
評価・換算差額等合計	**△8,800**	**△5,507**
純資産合計	**368,734**	**367,295**
負債・純資産合計	**508,276**	**423,110**

（注）前期の情報はご参考（監査対象外）であります。

損益計算書

単位：百万円（未満切捨）

科　　目	当　期 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)	(ご参考) 前　期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
売上高	**195,316**	**189,498**
売上原価	**128,750**	**127,922**
売上総利益	**66,566**	**61,576**
販売費及び一般管理費	**45,621**	**44,835**
営業利益	**20,944**	**16,740**
営業外収益	**35,144**	**27,778**
受取利息	299	195
有価証券利息	142	122
受取配当金	23,029	20,801
投資有価証券売却益	9,376	5,393
受取手数料	433	433
為替差益	1,061	–
その他	802	832
営業外費用	**829**	**1,236**
支払利息	569	6
投資有価証券売却損	112	–
デリバティブ評価損	99	2
為替差損	–	1,203
その他	47	24
経常利益	**55,258**	**43,282**
特別利益	**0**	**6,803**
固定資産売却益	0	1,132
関係会社株式売却益	–	193
抱合せ株式消滅差益	–	5,250
償却債権回収益	–	227
特別損失	**522**	**134**
固定資産除却損	383	126
退職給付制度改定損	59	–
その他	79	7
税引前当期純利益	**54,736**	**49,951**
法人税、住民税及び事業税	10,671	6,674
法人税等調整額	△410	347
法人税等合計	**10,261**	**7,021**
当期純利益	**44,475**	**42,929**

（注）前期の情報はご参考（監査対象外）であります。

株主総会会場ご案内図

開催日時

2026年６月26日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所

当社本店 アマダフォーラム内 アマダホール
神奈川県伊勢原市石田350番地　TEL:0463-96-1111（代表）

1 小田急線愛甲石田駅の改札を出て、左方向の「北口」へお進みください。

2 デッキで国道を渡り、階段下を右折。会場方向に歩道を直進してください。

3 「子安神社交差点」を右折してください。角にある喫茶店が目印です。

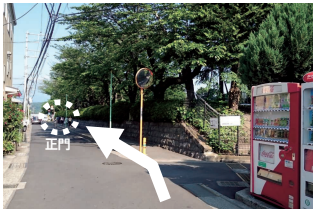

4 しばらく進むと当社敷地が見えてきます。正門は道なりに進んだ右側です。

電車でお越しの方

- **新宿／小田原方面から小田急線で「愛甲石田駅」下車、徒歩10分**
- **横浜方面から相鉄線で「海老名駅」にて小田急線に乗り換え「愛甲石田駅」下車、徒歩10分**

※愛甲石田駅から会場までの送迎車のご用意はありません。

お車でお越しの方

- **東名高速道路厚木インターチェンジから約５分（出口は「厚木西」をご利用ください。）**

カーナビで登録する場合は伊勢原市石田350番地（アマダフォーラム表示になる場合があります）でお願いいたします。また、右記マップコードを対応したカーナビに入力してご利用いただくこともできます。

MAPCODE 15 581 633*63

「マップコード」及び「MAPCODE」は株式会社デンソーの登録商標です。

株式会社アマダ
https://www.amada.co.jp
TEL:0463-96-1111（代表）

FSC www.fsc.org ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。